

2019年度 FIT法による入札制度（バイオマス発電） よくある質問と回答

No.	区分	質問	回答
1	共通	入札・落札結果はどのような形で発表されますか？	<p>12月17日（火）に、当機構のホームページに掲載します。公表内容は以下を予定しています。</p> <p>①入札の結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入札参加資格の審査のために提出された事業計画数 ・応札のあった件数 ・応札のあった再生可能エネルギー発電設備の出力の合計 ・応札された設備の入札バイオマス比率考慮後出力の合計 <p>②落札の結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・落札者名（法人の場合は名称及び代表者氏名） ・落札した再生可能エネルギー発電設備に係る供給価格の額 ・落札した再生可能エネルギー発電設備の出力、入札バイオマス比率及び入札バイオマス比率考慮後出力
2	入札対象区分等	一般木材・PKS・パームトランク・パーム油以外の一般木材等バイオマスまたはバイオマス液体燃料を使用して発電事業を行う場合もFIT制度による買取の対象となりますか？	<p>今年度入札対象区分においてFIT制度における買取対象となるのは一般木材・PKS・パームトランク及びパーム油のみであり、それ以外の一般木材等バイオマスまたはバイオマス液体燃料についてはFIT制度における買取対象外となります。一般木材・PKS・パームトランク及びパーム油以外の一般木材等バイオマスまたはバイオマス液体燃料を使用する事業について、来年度以降FIT認定を取得したい場合については、まずは経済産業省にご相談をお願いします。</p>
3	入札対象区分等	石炭を混焼する一般木材等バイオマスによるバイオマス発電設備は入札に参加できますか？	<p>今年度より一般木材等バイオマスと石炭を混焼する案件はFIT認定の対象外となっているため、入札に参加することはできません。</p>
4	運転開始期限	環境アセスメントが必要な案件についても認定取得日から4年が運転開始期限日となりますか？	<p>ご理解の通りです。環境アセスメントの要否にかかわらず、認定日から4年を経過した日（運転開始期限日）までに運転開始しなかった場合は、運転開始期限を超過した期間分だけ調達期間が短縮されます。</p>
5	調達量の上限	落札・認定後に入札バイオマス比率考慮後出力が増加する場合、調達量はどのようになりますか？	<p>落札案件が認定後に入札バイオマス比率を増加させた場合、FIT制度における買取は、認定時の入札バイオマス比率考慮後出力相当分を上限とします（下図参照）。詳細は入札実施要綱P.8をご覧ください。</p> <p>なお、発電設備の出力を増加させる場合は、落札者決定が取り消されますので御注意ください。</p> <div style="text-align: center;"> <p>（参考）落札・認定後にバイオマス比率考慮後出力が増加する場合</p> </div>
6	調達量の上限	FIT制度における調達量の上限は入札対象区分等の入札バイオマス比率考慮後の電力量となっているが、上限を判定する電力量は月単位で確定させることになるのでしょうか？	<p>発電事業者が月単位で入札対象区分等の入札バイオマス比率を買取者たる送配電事業者に報告することで、FIT制度による毎月の買取量を確定させることになります。</p>
7	事業計画の提出	運転開始予定日は、誰が決めるのでしょうか？	<p>運転開始予定日は、事業開始可能な予定日を発電事業者様にて決定し、必ず記載してください。</p>
8	事業計画の提出	入札実施要綱P.20に事業計画の受付期間がありますが、指定入札機関への提出は郵送のみでしょうか？	<p>原則として郵送のみとし、提出期限は締切日の17:00（必着）とします（郵便事情や事故等により期日までに到着しなかった事業計画については、当機構では責任を負いかねます）。提出にあたっては、配達状況が確認できる手段で郵送してください。また、事業計画の到着状況についての個別の問い合わせは受付できません。</p> <p>締切を過ぎてからの提出は受付できません。締切後に到達した場合は、入札参加希望者の負担（着払い）として返却させていただきますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>各地方経済産業局又は当機構いずれか一方への到達が締切前であっても、他方への到達が締切後となった場合や未提出の場合は、提出された事業計画は受理しないこととし、同様の対応とします。</p>
9	事業計画の提出	事業計画提出書類の登記簿謄本・印鑑証明書は、有効期限はありますか？	<p>設備の所在地に係る登記簿謄本については、最新の権利状況が表示されていることが必要のため、申請日より3か月前以内に発行された履歴事項全部証明書が必要です。また、印鑑証明書についても、同様に申請日より3か月前以内に発行されていることが必要です。これらの書類は各地方経済産業局へは原本を提出してください（当機構宛のこれらの書類は、写しでも可です）。</p>
10	事業計画の提出	設備所在地の登記簿謄本は、全筆分を提出するのでしょうか？	<p>全筆分を御提出ください。</p>

11	事業計画の提出	出力10,000kW以上の一般木材等バイオマスによるバイオマス発電設備の場合、入札実施要綱P.16に関係法令手続状況報告書の記載における注意点として最小単位の行政（市区町村）への確認・相談は、面談のみ可とありますが、面談予定日を記載して提出しても問題ないでしょうか？	最小単位の行政（市区町村）への確認・相談は、事業計画提出前に必ず面談を実施し、結果を記載してください。また、入札参加資格の審査に必要なものですので、内容はできる限り詳しく記載してください。
12	事業計画の提出	環境アセスメントが必要となる案件については、事業計画の提出の際に別途その手続に関する書類の提出が必要になるのでしょうか？	事業計画の提出の際には、入札対象区分以外の事業計画認定の手続と同様、環境影響評価方法書に関する手続を開始したことを証する書類の添付が必要となります。
13	事業計画の提出	入札参加者が事業計画を提出した後は、「再生可能エネルギー発電事業者名（法人にあっては名称）」の変更は可能ですか？	認定を取得するまでの間は、再生可能エネルギー発電事業者名の変更は認められませんが、認定取得後は通常の変更認定または事後変更届出により変更することが可能です。
14	手数料	手数料を振込み後に入札参加を辞退した場合、手数料は返還されますか？	辞退を申し出る前に振り込まれた手数料は返金しませんので、御注意ください。
15	手数料	手数料は、期限までに振込手続を行えば、着金が翌日になったとしても、期限までに手数料を納付したとみなされるのでしょうか？	手数料は、期限までに当機構の口座に着金していることが必要です。着金が期限日を過ぎた場合は、入札に参加いただけませんので御注意ください。また、期限を過ぎて当機構の口座へ着金した手数料については返金させていただきますが、この場合、振込手数料は入札参加希望者の負担となりますので御了承ください。
16	調達価格の上限	補助金の交付を受けて設置された設備に係る上限価格は、その補助金を考慮した上限価格となることについて、対象となる補助金として入札実施要綱P.8には3つ掲載されていますが、地方自治体の補助金は含まないのでしょうか？	要綱p.8に記載した3つの補助金のみを対象とします（これに類する補助金は含みません）。
17	調達価格と調達期間	一般木材等バイオマスによるバイオマス発電設備（出力10MW以上）又は液体燃料によるバイオマス発電設備のうち、RPS認定設備についてFITへ移行する場合、調達価格と調達期間はどちらになりますか？	調達価格は、入札において落札した価格が適用されます。調達期間は、経済産業大臣が定めた期間（20年間）からFITの適用を受けずに運転していた期間を除いた期間が適用されます。
18	保証金	第1次保証金の納付が完了した翌日以降に入札実施可能となるのでしょうか？また、第1次保証金はいつまでに納付する必要がありますのでしょうか？	第1次保証金を現金で納付した場合は納付した翌営業日以降、金融機関の発行する保証書を提出した場合は保証書が当機構に到達した翌日から起算して3営業日以降に入札実施可能となります。したがって、例えば、入札募集期間の最終日に入札を行うためには、入札募集期間最終日の前営業日までに当機構の口座に第1次保証金が着金していること、又は入札募集期間最終日の3営業日前までに当機構が示した要件を満たす金融機関が発行する第1次保証金相当の保証書が当機構に到達していることが必要ですので、御注意ください。
19	保証金	落札出来なかった場合、第1次保証金は返還されるのでしょうか？	当該入札参加者が第1次保証金の没収事由のいずれにも該当しなければ、当機構へ提供された第1次保証金は返還します。第1次保証金の納付を保証書を提出する方法で代替していた場合には、当該保証書を返却しますので、保証書の返却手続を実施してください。
20	保証金	運転開始予定日までに運転開始ができない場合は、納付した第2次保証金は全額没収されるのでしょうか？	落札者が設定した運転開始予定日までに運転開始できない場合でも、第2次保証金は没収されません。
21	保証金	認定取得期限までに認定取得できなかった場合、第2次保証金は、没収されるのでしょうか？	認定取得期限までに認定取得できなかった場合は、落札者決定は取消されます。ただし、当該落札に係る事業計画について、2020年度の初回入札に参加し、当初の落札価格以下の価格で札入れすることを条件に、1回に限り、第2次保証金を繰り越し、当該入札の第1次及び第2次保証金として充当することができます。ただし、当該条件を満たさない場合（当該入札に参加しない、当該入札において当初落札価格を超える価格で札入れする等）は、当該第2次保証金は没収扱いとなります。
22	保証金	第2次保証金は提供期限までに振込手続を行えば、着金が翌日になったとしても有効でしょうか？	第2次保証金についても、受付期間内の最終日（提供期限）までに当機構の口座に着金していること（又は、保証書が当機構の営業時間内に到着していること）が必要です。これを満たさない場合には落札者決定は取り消され、第1次保証金の全額が没収扱いとなりますので御注意ください。
23	認定	入札実施要綱P.30に、「落札者は、2020年3月31日（火）までに、当該落札に係る認定を取得する必要があります。」とありますが、電源接続案件募集プロセスなど接続契約の締結までに時間がかかる場合も同様ですか？	改正FIT法に基づく新たな認定制度では、事業実施可能性が高い案件を認定することとしており、事業実施可能性を判断する上で接続契約を締結していることは重要な認定条件です。したがって、入札参加希望の際には、認定取得期限までに電力会社と接続契約が締結できるスケジュールを確保の上、申請・入札してください。なお、認定取得期限までに認定取得できなかった場合の取り扱いについては、No.21の質問を参照してください。
24	事業計画の変更	認定を取得するまでの間に、事業計画に記載したバイオマス比率を変更することは可能でしょうか？	バイオマス比率は、認定を取得するまでは変更することはできません。認定後は、バイオマス比率の変更は可能となりますが、入札バイオマス比率考慮後出力を20%以上減少させた場合は第2次保証金は没収扱いとなり、落札者決定も取消されることとなりますので御注意ください。他方、入札バイオマス比率考慮後出力が増加した場合は、認定時の入札バイオマス比率考慮後出力に相当する量の再生可能エネルギー電気がFIT制度による買取の上限となります。当該増加分についてFIT制度による買取対象とするためには、当該発電設備について、既に落札している部分も含めて改めて入札に参加して落札する必要があります。
25	事業計画の変更	入札参加者が事業計画を提出した後は、「再生可能エネルギー発電事業者名（法人にあっては名称）」の変更は可能ですか？	認定を取得するまでの間は、再生可能エネルギー発電事業者名の変更は認められませんが、認定取得後は通常の変更認定または事後変更届出により変更することが可能です。